

京都市訓令甲第 15 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松 井 孝 治

別表行財政局の款総務部の項庁舎管理課の目中

「

警備業務 に従事す る職員	午前8時から午後5時まで	1時間15分	一般職員に 同じ
副市長の 送迎自動 車の運転 業務に従 事する職 員	交替に  午前7時30分から午後4 時15分まで  午前10時45分から午後 7時30分まで	一般職員に 同じ	一般職員に 同じ

を

「

警備業務 に従事す る職員	午前8時から午後5時まで	1時間15分	一般職員に 同じ
---------------------	--------------	--------	-------------

に改める。

別表環境政策局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中

「

廃食用油 燃料化施 設の管理	一般職員に同じ	一般職員に 同じ	日曜日、4 週間を通じ て4日（1
----------------------	---------	-------------	-------------------------

業務に従事する職員（南部クリーンセンターに勤務する者に限る。）		2月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日）及び1月1日から同月3日
---------------------------------	--	--

を削り、

」

「その他の職員」を「全員」に改める。

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項児童福祉センターの目中「及び福祉施設指導員」を「、福祉施設指導員及び心理療法担当職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)